

財務 VOL.49

知っておきたい相続①—相続税を知る—

昨今、**相続税法の改正**が大きな話題となっております。
「相続税が庶民の税金に」「相続税大増税の時代」などという
センセーショナルな見出しの週刊誌も目立つ中、ご相談を受ける
ことが多くなってきております。

「相続税を安くしたい」とお考えの先生は多くいらっしゃいます。
しかし、その前に、**相続税が課税される仕組みの全体像がよく
分からない**という先生も多いのではないのでしょうか？

今回は、相続に関するシリーズの1回目と致しまして、「**相続
税の課税の対象**」、「**財産のリスト化**」、「**財産・債務の評価**」
についてご説明させていただきます。

(1) 相続税の課税の対象

人が亡くなると、財産がある限り基本的に相続が発生するこ
ととなりますが、相続税が課される相続は全ての相続の何%か
ご存知でしょうか？

実は現行法の下では4%程度、改正後も6%程度と見込
まれています。

これまで相続税は、亡くなった方(被相続人)の**財産**の金額
から**債務**の金額を控除し、さらに**基礎控除額(5,000万円
+法定相続人の数×1,000万円)**を控除した金額に対して
課されておりましたので、ある程度の財産をお持ちの方でない
と課税の対象にはならなかったのです。

※ **法定相続人**とは、被相続人からみて次の方をいいます。

- ① **配偶者+子**
- ② 子がいないときは、配偶者+両親
- ③ 子も両親もいないときは、配偶者+兄弟

しかし**改正**により、基礎控除額が**3,000万円+法定相続
人の数×600万円**となりますので、注意が必要です。

例えば、相続人が奥様とお子様2人のケースで考えてみます
と、改正前は、財産の金額が5,000万円+1,000万円×
3=8,000万円を超えなければ相続税がかからなかったの
ですが、改正後は、3,000万円+600万円×3=4,800万
円を超えれば相続税が課されることになってしまいます。

改正により、あらゆる人に相続税が課されるというわけではあ
りませんが、地価の高い**都市部を中心に大きな影響がある**の
ではないかと予想されております。

(2) 財産のリスト化

そもそも、読者の先生方はご自身の**全ての財産を把握され
ていらっしゃいますでしょうか？**

また、先生がご存知でも、先生が亡くなった後に相続人の方
が把握できる状況になっておりますでしょうか？

ほとんどの方は「NO」とお答えではないでしょうか。

そこで、相続人の方に余計な負担をかけないよう、「**どこに、
何が、いくらあるのか**」という形で財産をリスト化することをお勧め
いたします。

これによって、相続人の方が手続に手間取ったり、税務署に

相続税の申告漏れを指摘されて追徴課税されたりということ
を防ぐことができます。

以下に表示しております「財産リストの例」をご確認下さい。

※ 税務署の調査がそこまで及ぶのか？とお考えの先生もいら
っしゃるかと思いますが、相続税が課される相続のうち**3割
が税務署の実地調査を受け、そのうち8割が追徴課税**
されているというのが実態ですので、あながち無縁の話とはい
えないかと存じます。

<財産リストの例>

【預金】				
△△銀行	△△支店	普通預金	No.△△	△△円
××銀行	××支店	定期預金	No.××	××円
【有価証券】				
△△証券	△△支店	△△工業		△△株
××証券	××支店	××自動車		××株
【不動産】				
土地	大阪市中央区△-△-△		商業地	△△㎡
建物	大阪市中央区×-×-×		診療所	××㎡
【生命保険】				
△△生命	△△支店	受取人:△田△男		△△円
××生命	××支店	受取人:×川×子		××円

(3) 財産・債務の評価

財産のリスト化ができましたら、相続税の計算の基礎となる
財産・債務の評価をしてみましょう。現預金等額面で評価でき
るものは特に説明の必要はないと思いますが、生命保険及
び土地・建物の評価についてのみ補足させていただきます。

【生命保険の評価】

先生を被保険者とする生命保険ですが、保険金額から**法
定相続人の数×500万円**を差し引いてください。

【土地・建物の評価】

毎年4月頃に市町村より届く「固定資産税納税通知書」に
記載がございます「**固定資産税評価額**」の金額を評価額と
します(※土地につきましては、正確には国税庁が毎年発表
している路線価=1㎡あたりの評価額に面積を乗じて計算
しますが、簡便な方法として固定資産税評価額を利用する
とお考えください)。

このようにして計算しました財産の総額に借入金等の債務も
考慮し、**(財産の金額-債務の金額-基礎控除額(先述))
>0**になるのであれば、**相続税が課される**ということになります。

次号では、具体的な事例を用いて、**相続税の計算をどなた
にでもご理解いただけるようご説明させていただきます。**